

三 労 発 基 0 5 1 6 第 5 号

令 和 6 年 5 月 1 6 日

四日市コンビナート協力会社

災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長

(公印省略)

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する
技術上の指針の一部を改正する件」について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、別添1のとおり、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」（技術上の指針公示第26号。以下「改正指針」という。）が令和6年5月8日付け官報に公示され、同日（改正指針の別表1及び別表2の規定は、令和7年10月1日）に適用されました。

今般の改正は、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第196号）が告示されたことに伴い、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号。以下「指針」という。）について、所要の改正が行われたものです。

改正点は別添2の新旧対照表のとおりであり、改正後の指針は別添3のとおりですので、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知徹底に、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。